

(4) 支給品の取扱い

1) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

(5) 現場管理費の積算において支給品、貸付機械がある場合は、次により積算する。

1) 別途製作工事で製作し、架設（据付）のみを分離して発注する場合は、当該製作費は積算の対象とする純工事費には含まない。

2) 当初の支給品の価格決定については、発注者側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札公告日における市場価格又は類似品価格とする。

3) コンクリートダム工事、フィルダム工事については、無償貸付機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）は、積算の対象となる純工事費には含まない。

(6) 「処分費等」の取扱い

「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。

- 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む）
- 2) 上下水道料金
- 3) 有料道路利用料

区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。

(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。

なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。

2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。

(7) 現場管理費の計算

1) 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算

現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理费率×補正係数)+補正值}

対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額

ただし、現場管理费率は、別表第2（第1表～第5表）による。

補正係数は、(3)2) 施工地域を考慮した現場管理费率の補正による。

補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理费率の補正による。

なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理费率Jの端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表第2  
第1表

現場管理費率

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		43.20	1,270.0	-0.2145	14.90
河川・道路構造物工事		42.50	457.7	-0.1508	20.11
海岸工事		27.72	113.6	-0.0895	17.78
道路改良工事		33.65	86.9	-0.0602	24.96
鋼橋架設工事		48.12	302.3	-0.1166	26.98
P C 橋工事		30.73	120.5	-0.0867	19.98
舗装工事		40.32	667.7	-0.1781	16.66
砂防・地すべり等工事		45.49	1,362.7	-0.2157	15.60
公園工事		42.43	385.5	-0.1400	21.18
電線共同溝工事		60.30	2,406.6	-0.2339	18.89
情報ボックス工事		53.99	1,690.4	-0.2185	18.26

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		64.94	1,622.9	-0.2042	30.15

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		59.78	628.9	-0.1622	31.69
河川維持工事		41.92	171.5	-0.0971	28.67

第4表

対象額		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
工種区分				A	b
共同溝等工事	(1)	49.99	397.3	-0.1286	25.29
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.93	219.8	-0.0985	26.66
下水道工事	(1)	34.44	56.4	-0.0306	29.29
	(2)	37.59	228.2	-0.1119	20.77
	(3)	32.26	52.4	-0.0301	27.50

第5表

対象額		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	
工種区分				A	b
コンクリートダム		22.90	332.0	-0.1370	15.57
フィルダム		33.52	184.6	-0.0874	26.21

## (2) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b \quad \text{ただし、} J_o : \text{現場管理費率} (\%)$$

$N_p$  : 純工事費 (円)

A, b : 変数値

(注) 1.  $J_o$ の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

## 別表（地域区分）

## 積雪寒冷地域区分表

県名	市 町 村 名	区 分
長野県	長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡の うち辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村及び宮田村 下伊那郡のうち 阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村及び大鹿村 木曾郡のうち 上松町、木曾町、木祖村、王滝村及び大桑村 東筑摩郡 北安曇郡 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	4 級 地